

政策会議付議事案書（令和6年7月9日）

提案課名 建築指導課

報告者名 小谷 幹夫

事案名	秦野市建築基準条例の一部を改正することについて	資料 有
目的・必要性	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、二酸化炭素の貯蔵に寄与する建築物における木材利用を促進することを目的とした、建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、次の事項について、秦野市建築基準条例の一部を改正するものです。 1 耐火建築物の「主要構造部」を「特定主要構造部」に改めること及び準耐火構造に「特定主要構造部を耐火構造としたもの」を追加すること 防火規制の対象とする主要構造部から、耐火構造の壁等で区画した部分が除外され、建築物全体に耐火性能を求めている規定において、「主要構造部」が「特定主要構造部」に改められたことから、条例においても、建築物全体に耐火性能を求めている規定について、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改めるものです。また、このことに関連して、準耐火構造に「特定主要構造部を耐火構造としたもの」を追加するものです。 2 火熱遮断壁等で区画された2以上の建築物の部分について、防火規制の適用上、それぞれ別の建築物とみなすこと 建築基準法施行令第109条の8に規定する延焼を遮断できる高い耐火性能の壁等（火熱遮断壁等）で区画された2以上の建築物の部分について、防火規制の適用上、それぞれ別の建築物とみなすこととされたことから、条例においても、区画ごとに防火規制を適用させるため、改めるものです。	
経過・検討結果	1 令和4年 6月17日 改正建築基準法の公布 2 令和5年 9月13日 改正建築基準法施行令の公布（2年以内施行分） 3 令和6年 3月26日 関連告示の公布（2年以内施行分） 4 〃 年 3月29日 関連告示の公布（2年以内施行分） 5 〃 年 4月 1日 改正建築基準法及び改正建築基準法施行令の施行（2年以内施行分）	
決定等を要する事項	建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、建築基準条例の一部を次のとおり改正すること。 1 耐火建築物の「主要構造部」を「特定主要構造部」に改めること及び準耐火構造に「特定主要構造部を耐火構造としたもの」を追加すること。 2 火熱遮断壁等で区画された2以上の建築物の部分について、防火規制の適用上、それぞれ別の建築物とみなすこと。	

今後の 取扱い	令和6年9月 令和6年9月市議会第3回定例会に条例改正議案を提出 施行日 公布の日から施行する。
--------------------	--

耐火建築物の「主要構造部」を「特定主要構造部」に改めること及び準耐火構造に「特定主要構造部を耐火構造としたもの」を追加することについて（条例第 17 条等）

令和 6 年 7 月 9 日

建築指導課

1 法改正の概要

二酸化炭素の貯蔵に寄与する建築物における木材利用を促進するため、防火規制の対象とする主要構造部から、耐火構造の壁等で区画した部分が除外され、建築物全体に耐火性能を求めている規定において、「主要構造部」が「特定主要構造部」に改められたことから、この区画内での部分的な木造化が可能になりました。

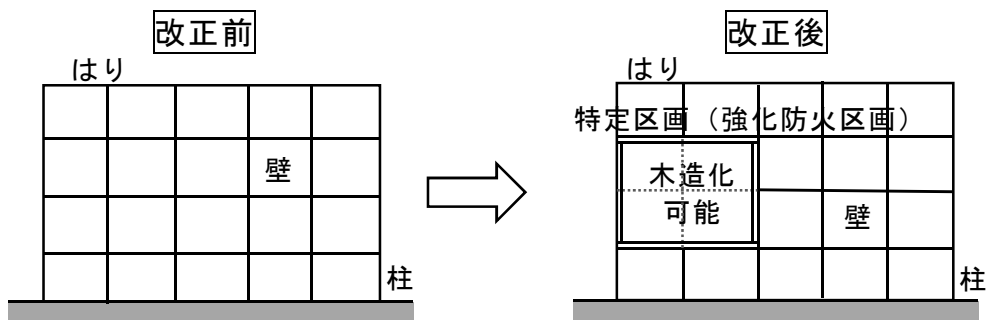
(1) 主要構造部（建築基準法第 2 条第 5 号）

壁、柱、床、はり、屋根又は階段（建築物の構造上重要ではない間仕切壁、ひさし及び局所的な階段等を除く。）

(2) 特定主要構造部（建築基準法第 2 条第 9 号の 2）

主要構造部のうち、防火上及び避難上支障のない部分を除いたもの。

(3) 耐火建築物（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 イ(1)）



- ・ 主要構造部（壁、柱、はり等）の全てを耐火構造とする必要があるため、木造部分を石膏ボード等の不燃材料で被覆する必要がある。

- ・ 特定主要構造部を耐火構造とする必要があるが、防火上有効に区画した場合は、その区画内にある主要構造部（壁、柱、はり等）は、特定主要構造部から除かれるため、部分的な木造化が可能となり、木材利用が促進される。

2 条例改正の概要

法において、建築物全体に耐火性能を求めている規定について、「主要構造部」が「特定主要構造部」に改められたことから、条例においても、建築物全体に耐火性能を求めている規定について、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改めるものです。また、このことに関連して、準耐火構造に「特定主要構造部を耐火構造としたもの」を追加するものです。

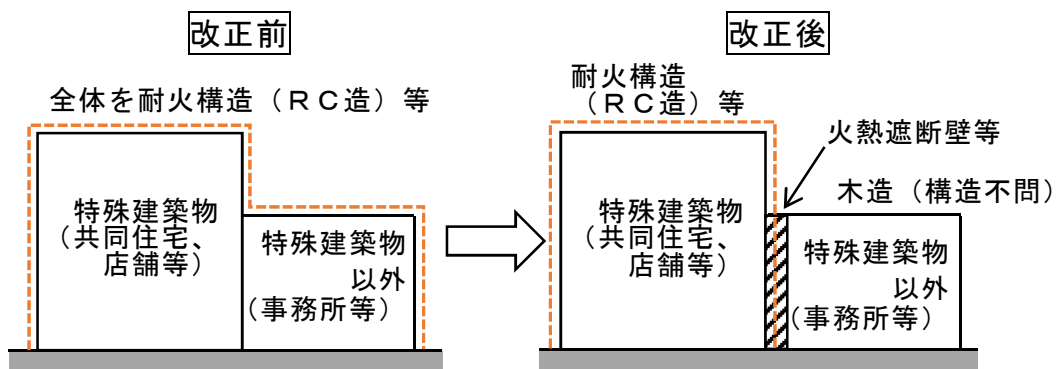
火熱遮断壁等で区画された 2 以上の建築物の部分について、防火規制の適用上、それぞれ別の建築物とみなすことについて（条例第 25 条等）

令和 6 年 7 月 9 日

建築指導課

1 法改正の概要

二酸化炭素の貯蔵に寄与する建築物における木材利用を促進するため、建築基準法施行令第 109 条の 8 に規定する延焼を遮断できる高い耐火性能の壁等（以下「火熱遮断壁等」という。）で区画された 2 以上の建築物の部分について、防火規制の適用上、それぞれ別の建築物とみなすこととされたことから、区画部分の用途及び規模によっては、部分的な木造化が可能となりました。



- ・防火規制は、建築物全体に適用されるため、用途及び規模によっては、建築物全体を耐火構造（RC造）等にする必要がある。

- ・火熱遮断壁等で区画した場合は、区画ごとに防火規制が適用されるため、用途及び規模によっては、区画単位で木造化が可能となり、木材利用が促進される

2 条例改正の概要

法において、防火規制は、建築物全体に適用されていましたが、建築物を火熱遮断壁等により区画した場合は、区画ごとに防火規制が適用されることになったことから、条例においても、同様の扱いとするため、改めるものです。

秦野市建築基準条例の一部を改正することについて

秦野市建築基準条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正により、次のとおり改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

- (1) 耐火建築物の主要構造部を特定主要構造部に改めること及び準耐火構造に特定主要構造部を耐火構造としたものを追加すること。
- (2) 火熱遮断壁等で区画された2以上の建築物の部分について、防火規制の適用上、それぞれ別の建築物とみなすこと。

秦野市建築基準条例の一部を改正する条例

秦野市建築基準条例（平成 12 年秦野市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条本文中「次条において」を「同条において」に改める。

第 17 条各号列記以外の部分中「準耐火構造」の次に「（特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。）」を加える。

第 19 条第 2 項中「主要構造部を」を「特定主要構造部を」に改める。

第 25 条に次の 1 項を加える。

- 5 建築物が政令第 109 条の 8 に規定する火熱遮断壁等（以下「火熱遮断壁等」という。）で区画されている場合であって、その火熱遮断壁等により分離された部分における第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第 26 条に次の 1 項を加える。

- 2 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合であって、その火熱遮断壁等により分離された部分における前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第 28 条第 1 項中「準耐火構造」の次に「（特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 4 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合であって、その火熱遮断壁等により分離された部分における第 1 項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第 37 条第 2 項、第 38 条第 1 項、第 40 条第 4 項及び第 41 条第 2 項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第 46 条に次の 1 項を加える。

- 5 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合であって、その火熱遮断壁等により分離された部分における前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第 49 条第 2 項中「灰捨て場」を「灰捨て場」に改める。

第 51 条中「準耐火構造」の次に「（特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。）」を加える。

第 5 8 条第 2 項中「前項の規定」を「同項の規定」に改める。

第 7 2 条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号 秦野市建築基準条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
(災害危険区域内の建築物) 第4条 前条の規定により指定する災害危険区域内において、居室を有する建築物を建築するときは、次条に規定するもののほか、その建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造にし、かつ、その居室は、崖（勾配が30度を超える傾斜地をいう。<u>同条において同じ。</u>）に直接面してはならない。ただし、崖崩れによる被害を受けるおそれがないときは、この限りでない。 (共同住宅等の設置の禁止) 第17条 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に使用される建築物で、その用途に使用される部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に使用される部分の主要構造部が政令第112条第1項に規定する1時間準耐火基準（以下「1時間準耐火基準」という。）に適合する準耐火構造（<u>特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。</u>）でないものの上階に設けてはならない。 (1)－(3) (略)	(災害危険区域内の建築物) 第4条 前条の規定により指定する災害危険区域内において、居室を有する建築物を建築するときは、次条に規定するもののほか、その建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造にし、かつ、その居室は、崖（勾配が30度を超える傾斜地をいう。<u>次条において同じ。</u>）に直接面してはならない。ただし、崖崩れによる被害を受けるおそれがないときは、この限りでない。 (共同住宅等の設置の禁止) 第17条 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に使用される建築物で、その用途に使用される部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に使用される部分の主要構造部が政令第112条第1項に規定する1時間準耐火基準（以下「1時間準耐火基準」という。）に適合する準耐火構造でないものの上階に設けてはならない。 (1)－(3) (略)

(共同住宅等の階段)

第19条 (略)

2 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に使用される建築物のうち、主要構造部が不燃材料で造られている建築物（特定主要構造部を耐火構造にした建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項に規定する特殊建築物を除く。）で、その2階における居室の床面積の合計が100平方メートルを超える場合においては、その階から避難階若しくは地上に通じる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。

3 (略)

(長屋の構造等)

第25条 (略)

2-4 (略)

5 建築物が政令第109条の8に規定する火熱遮断壁等（以下「火熱遮断壁等」という。）で区画されている場合であって、その火熱遮断壁等により分離された部分における第1項及び第2項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(ホテル及び旅館の構造)

第26条 (略)

2 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合であって、その火熱遮断壁等により分離された部分における前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(共同住宅等の階段)

第19条 (略)

2 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に使用される建築物のうち、主要構造部が不燃材料で造られている建築物（主要構造部を耐火構造にした建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項に規定する特殊建築物を除く。）で、その2階における居室の床面積の合計が100平方メートルを超える場合においては、その階から避難階若しくは地上に通じる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。

3 (略)

(長屋の構造等)

第25条 (略)

2-4 (略)

(ホテル及び旅館の構造)

第26条 (略)

(棚状寝所を有するホテル及び旅館の構造)

第28条 ホテル又は旅館の用途に使用される建築物で、棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造(特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。)にしなければならない。

2・3 (略)

4 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合であって、その火熱遮断壁等により分離された部分における第1項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(興行場等の前面空地及び側面空地)

第37条 (略)

2 興行場等の用途に使用される建築物の特定主要構造部又は屋根を除く特定主要構造部が耐火構造のときは、前項の前面空地に相当する部分に次に定める構造の歩廊を設け、又はその部分を第1号及び第3号に定める構造の寄付き(これに類するものを含む。)とすることができる。

(1) (略)

(2) 特定主要構造部は、耐火構造にし、又は不燃材料で造ること。

(3) (略)

3・4 (略)

(棚状寝所を有するホテル及び旅館の構造)

第28条 ホテル又は旅館の用途に使用される建築物で、棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造にしなければならない。

2・3 (略)

(興行場等の前面空地及び側面空地)

第37条 (略)

2 興行場等の用途に使用される建築物の主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造のときは、前項の前面空地に相当する部分に次に定める構造の歩廊を設け、又はその部分を第1号及び第3号に定める構造の寄付き(これに類するものを含む。)とすることができる。

(1) (略)

(2) 主要構造部は、耐火構造にし、又は不燃材料で造ること。

(3) (略)

3・4 (略)

(興行場等の屋外への出口)

第38条 興行場等の客用の屋外への出口の幅は1.2メートル以上とし、その幅の合計は、その出口を使用して避難する客席の床面積の合計10平方メートルにつき、**特定主要構造部**又は屋根を除く**特定主要構造部**が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル以上とし、その他のものにあっては20センチメートル以上としなければならない。

2 (略)

(興行場等の敷地内通路)

第40条 (略)

2・3 (略)

4 **特定主要構造部**又は屋根を除く**特定主要構造部**が耐火構造の興行場等にあっては、第1項の敷地内通路に相当する部分に第37条第2項各号に定める構造の歩廊を設けることができる。

(興行場等の廊下及び広間の類い)

第41条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル(**特定主要構造部**又は屋根を除く**特定主要構造部**が耐火構造のものにあっては、300平方メートル)以内のときは、同項に規定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類いは、片側とすることができる。

3・4 (略)

(興行場等の屋外への出口)

第38条 興行場等の客用の屋外への出口の幅は1.2メートル以上とし、その幅の合計は、その出口を使用して避難する客席の床面積の合計10平方メートルにつき、**主要構造部**又は屋根を除く**主要構造部**が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル以上とし、その他のものにあっては20センチメートル以上としなければならない。

2 (略)

(興行場等の敷地内通路)

第40条 (略)

2・3 (略)

4 **主要構造部**又は屋根を除く**主要構造部**が耐火構造の興行場等にあっては、第1項の敷地内通路に相当する部分に第37条第2項各号に定める構造の歩廊を設けることができる。

(興行場等の廊下及び広間の類い)

第41条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル(**主要構造部**又は屋根を除く**主要構造部**が耐火構造のものにあっては、300平方メートル)以内のときは、同項に規定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類いは、片側とすることができる。

3・4 (略)

(主階が避難階以外の階にある興行場等)

第46条 (略)

2-4 (略)

5 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合であって、その火熱遮断壁等により分離された部分における前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(火たき場等の構造)

第49条 (略)

2 公衆浴場の燃料倉庫又は灰捨て場は、周壁を不燃材料で造らなければならない。

(1階に設ける自動車車庫及び自動車修理工場の構造)

第51条 1階に設ける自動車車庫又は自動車修理工場の用途に使用される建築物で、その用途に使用される部分の床面積の合計が100平方メートル以上150平方メートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造(特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。)にし、又は主要構造部である柱及びはり可不燃材料で、その他の主要構造部を準不燃材料で造らなければならない。

(建築物に関する確認申請等手数料)

第58条 (略)

2 前項の申請又は通知に昇降機の設置の申請又は通知を併せて行うときは、その昇降機1台について、同項の規定による手数

(主階が避難階以外の階にある興行場等)

第46条 (略)

2-4 (略)

(火たき場等の構造)

第49条 (略)

2 公衆浴場の燃料倉庫又は灰捨て場は、周壁を不燃材料で造らなければならない。

(1階に設ける自動車車庫及び自動車修理工場の構造)

第51条 1階に設ける自動車車庫又は自動車修理工場の用途に使用される建築物で、その用途に使用される部分の床面積の合計が100平方メートル以上150平方メートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造にし、又は主要構造部である柱及びはりを不燃材料で、その他の主要構造部を準不燃材料で造らなければならない。

(建築物に関する確認申請等手数料)

第58条 (略)

2 前項の申請又は通知に昇降機の設置の申請又は通知を併せて行うときは、その昇降機1台について、前項の規定による手数

料に加え、別表第1第2項に定める手数料を納付しなければならない。

(耐火性能検証を行う建築物に対する基準の適用)

第72条 **特定主要構造部**が政令第108条の4第1項第1号又は第2号に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第17条、第19条第2項、第20条第2項、第22条、第28条第1項、第32条第2号、第37条第2項、第38条第1項、第40条第4項、第41条第2項、第49条第1項第1号、第51条、第52条第2項、第54条第1号、第55条第2号及び第67条第2項の規定の適用については、その建築物の部分で**特定主要構造部**であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 **特定主要構造部**が政令第108条の4第1項第1号に該当する建築物（その建築物の**特定主要構造部**である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものに限る。）及び**特定主要構造部**が同項第2号に該当する建築物（その建築物の**特定主要構造部**である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。）に対する第32条第2号、第49条第1項第2号、第52条第2項及び第54条第1号の規定の適用については、その建築物の部分で**特定主要構造部**であるものの構造は耐火構造にし、これらの防火設備の構造は、特定防火設備と

料に加え、別表第1第2項に定める手数料を納付しなければならない。

(耐火性能検証を行う建築物に対する基準の適用)

第72条 **主要構造部**が政令第108条の4第1項第1号又は第2号に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第17条、第19条第2項、第20条第2項、第22条、第28条第1項、第32条第2号、第37条第2項、第38条第1項、第40条第4項、第41条第2項、第49条第1項第1号、第51条、第52条第2項、第54条第1号、第55条第2号及び第67条第2項の規定の適用については、その建築物の部分で**主要構造部**であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 **主要構造部**が政令第108条の4第1項第1号に該当する建築物（その建築物の**主要構造部**である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものに限る。）及び**主要構造部**が同項第2号に該当する建築物（その建築物の**主要構造部**である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。）に対する第32条第2号、第49条第1項第2号、第52条第2項及び第54条第1号の規定の適用については、その建築物の部分で**主要構造部**であるものの構造は耐火構造にし、これらの防火設備の構造は、特定防火設備とみなし、第32条第2号、

みなし、第32条第2号、第49条第1項第2号、第52条第2項及び第54条第1号以外の前項に掲げる規定の適用については、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第49条第1項第2号、第52条第2項及び第54条第1号以外の前項に掲げる規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

秦野市建築基準条例の一部を改正することについて

1 耐火建築物の「主要構造部」を「特定主要構造部」に改めること及び準耐火構造に「特定主要構造部を耐火構造としたもの」を追加することについて (条例第17条等)

(1) 法改正の概要

二酸化炭素の貯蔵に寄与する建築物における木材利用を促進するため、防火規制の対象とする主要構造部から、耐火構造の壁等で区画した部分が除外され、建築物全体に耐火性能を求めている規定において、「主要構造部」が「特定主要構造部」に改められたことから、この区画内での部分的な木造化が可能になりました。

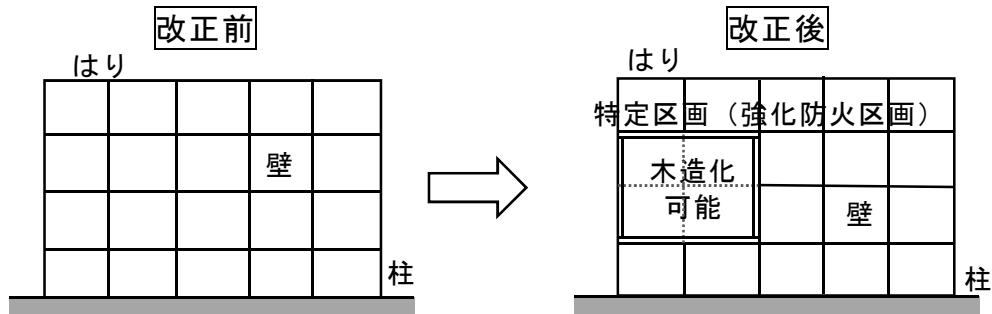
ア 主要構造部（建築基準法第2条第5号）

壁、柱、床、はり、屋根又は階段（建築物の構造上重要ではない間仕切壁、ひさし及び局部的な階段等を除く。）

イ 特定主要構造部（建築基準法第2条第9号の2）

主要構造部のうち、防火上及び避難上支障のない部分を除いたもの。

ウ 耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2イ(1)）



・ 主要構造部（壁、柱、はり等）の全てを耐火構造とする必要があるため、木造部分を石膏ボード等の不燃材料で被覆する必要がある。

・ 特定主要構造部を耐火構造とする必要があるが、防火上有効に区画した場合は、その区画内にある主要構造部（壁、柱、はり等）は、特定主要構造部から除かれるため、部分的な木造化が可能となり、木材利用が促進される。

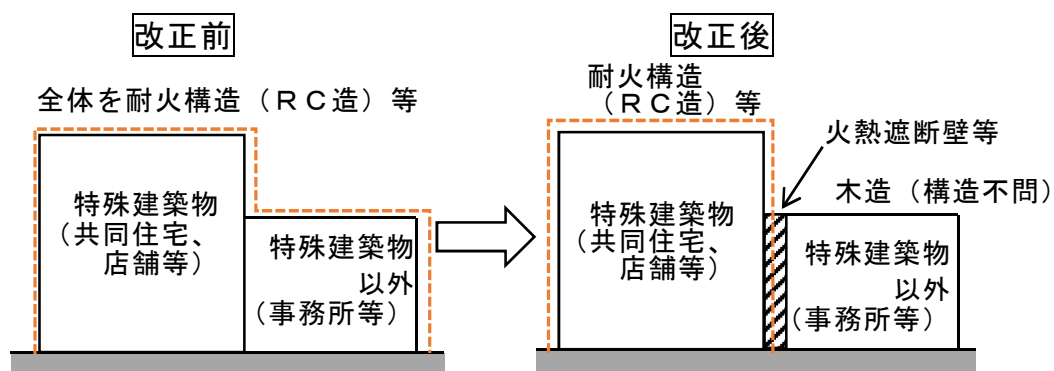
(2) 条例改正の概要

法において、建築物全体に耐火性能を求めている規定について、「主要構造部」が「特定主要構造部」に改められたことから、条例においても、建築物全体に耐火性能を求めている規定について、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改めるものです。また、このことに関連して、準耐火構造に「特定主要構造部を耐火構造としたもの」を追加するものです。

2 火熱遮断壁等で区画された2以上の建築物の部分について、防火規制の適用上、それぞれ別の建築物とみなすことについて（条例第25条等）

(1) 法改正の概要

二酸化炭素の貯蔵に寄与する建築物における木材利用を促進するため、建築基準法施行令第109条の8に規定する延焼を遮断できる高い耐火性能の壁等（以下「火熱遮断壁等」という。）で区画された2以上の建築物の部分について、防火規制の適用上、それぞれ別の建築物とみなすこととされたことから、区画部分の用途及び規模によっては、部分的な木造化が可能となりました。



・防火規制は、建築物全体に適用されるため、用途及び規模によっては、建築物全体を耐火構造（RC造）等にする必要がある。

・火熱遮断壁等で区画した場合は、区画ごとに防火規制が適用されるため、用途及び規模によっては、区画単位で木造化が可能となり、木材利用が促進される。

(2) 条例改正の概要

法において、防火規制は、建築物全体に適用されていましたが、建築物を火熱遮断壁等により区画した場合は、区画ごとに防火規制が適用されることになったことから、条例においても、同様の扱いとするため、改めるものです。

3 施行日

公布の日から施行する。

○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（用語の定義） 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 七 （略） 七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三口及び第二十六条第二項第二号において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。 八・九 （略） 九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。 イ その主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分以外の部分（以下「特定主要構造部」という。）が、(1)又は(2)のいずれかに該当すること。 (1) （略） (2) 次に掲げる性能（外壁以外の特定主要構造部にあつては、(i)に掲げる性能に限る。）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。 (i)・(ii) （略） ロ （略） 九の三 十六 （略） 十七 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者をいい、建築士法第二十条の二第三項又は第二十条の三第三項の規定により建築物が構造関係規定（同法第二十条の二第二項に規定する構造	（用語の定義） 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 七 （略） 七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三口において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。 八・九 （略） 九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。 イ その主要構造部が(1)又は(2)のいずれかに該当すること。 (1) （略） (2) 次に掲げる性能（外壁以外の主要構造部にあつては、(i)に掲げる性能に限る。）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。 (i)・(ii) （略） ロ （略） 九の三 十六 （略） 十七 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者をいい、建築士法第二十条の二第三項又は第二十条の三第三項の規定により建築物が構造関係規定（同法第二十条の二第二項に規定する構造

ならない。

6 〽 23 (略)

24 第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むものをする場合においては、第十八項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

25 (略) 一 〽 三 (略)

(構造耐力)

第二十条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 高さが六十メートル以下の建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が四以上であるもの又は高さが十六メートルを超えるものに限る。）又は木造以外の建築物（地階を除く階数が四以上である鉄骨造の建築物、高さが二十メートルを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ・ロ (略)

三 高さが六十メートル以下の建築物（前号に掲げる建築物を除く。）

務に従事させてはならない。

6 〽 23 (略)

24 第六条第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むものをする場合においては、第十八項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

25 (略) 一 〽 三 (略)

(構造耐力)

第二十条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 高さが六十メートル以下の建築物のうち、第六条第一項第二号に掲げる建築物（高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるものに限る。）又は同項第三号に掲げる建築物（地階を除く階数が四以上である鉄骨造の建築物、高さが二十メートルを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ・ロ (略)

三 高さが六十メートル以下の建築物のうち、第六条第一項第二号又

（のうち、第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（木造の建築物にあつては、地階を除く階数が三以上であるもの又は延べ面積が三百平方メートルを超えるものに限る。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ・ロ （略）

四 （略）

2 （略）

（大規模の建築物の主要構造部等）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、その特定主要構造部を通常火災終了時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて通常の火災が消火の措置により終了するまでに通常要する時間をいう。）が経過するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために特定主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、その周囲に延焼防止上有効な空地で政令で定める技術的基準に適合するものを有する建築物については、この限りでない。

一（三） （略）

2 延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の前項の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、その壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の政令で定める防火設備を通常の火災時における火熱が当該建築物の周囲に防火上有害な影響を及ぼすことを防止するためにこれらに必要とされる性能

は第三号に掲げる建築物その他その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物で高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの（前号に掲げる建築物を除く。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ・ロ （略）

四 （略）

2 （略）

（大規模の建築物の主要構造部等）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、その主要構造部を通常火災終了時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて通常の火災が消火の措置により終了するまでに通常要する時間をいう。）が経過するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、その周囲に延焼防止上有効な空地で政令で定める技術的基準に適合するものを有する建築物については、この限りでない。

一（三） （略）

2 延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の前項の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

(削る)

(削る)

3

前二項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(外壁)

第二十三条 前条第一項の市街地の区域内にある建築物（その主要構造部の第二十一条第一項の政令で定める部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（第二十五条及び第六十一条第一項において「木造建築物等」という。）に限る。）は、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、準防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を發揮するために外壁に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する土塗壁その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

(防火壁等)

第二十六条 延べ面積が千平方メートルを超える建築物は、防火上有効な構造の防火壁又は防火床によつて有効に区画し、かつ、各区画にお

一 第二条第九号の二イに掲げる基準に適合するものであること。

二 壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の政令で定める防火設備（以下この号において「壁等」という。）のうち、通常の火災による延焼を防止するために当該壁等に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものによつて有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ三千平方メートル以内としたものであること。

(新設)

(外壁)

第二十三条 前条第一項の市街地の区域内にある建築物（その主要構造部の第二十一条第一項の政令で定める部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（第二十五条及び第六十一条において「木造建築物等」という。）に限る。）は、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、準防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を發揮するために外壁に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する土塗壁その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

(防火壁等)

第二十六条 延べ面積が千平方メートルを超える建築物は、防火上有効な構造の防火壁又は防火床によつて有効に区画し、かつ、各区画の床

ける床面積の合計をそれぞれ千平方メートル以内としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一 三 (略)

2

防火上有効な構造の防火壁又は防火床によつて他の部分と有効に区画されている部分（以下この項において「特定部分」という。）を有する建築物であつて、当該建築物の特定部分が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該特定部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に第二条第九号の二に規定する防火設備を有するものに係る前項の規定の適用については、当該建築物の特定部分及び他の部分をそれぞれ別の建築物とみなし、かつ、当該特定部分を同項第一号に該当する建築物とみなす。

一 当該特定部分の特定主要構造部が耐火構造であるもの又は第二条第九号の二イ②に規定する性能と同等の性能を有するものとして国土交通大臣が定める基準に適合するもの

二 当該特定部分の主要構造部が準耐火構造であるもの又はこれと同等の準耐火性能を有するものとして国土交通大臣が定める基準に適合するもの（前号に該当するものを除く。）

（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その特定主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために特定主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であつて建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの

面積の合計をそれぞれ千平方メートル以内としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一 三 (略)

（新設）

（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その特定主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であつて建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土

又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

一、四（略）

2・3（略）

4 前三項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

（市町村の条例による制限の緩和）

第四十一条 第六条第一項第三号の区域外においては、市町村は、土地の状況により必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、区域を限り、第十九条、第二十一条、第二十八条、第二十九条及び第三十六条の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。ただし、第六条第一項第一号に掲げる建築物及び同項第二号に掲げる建築物（木造以外の建築物に限る。）については、この限りでない。

（容積率）

第五十二条（略）

2・13（略）

14 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、第一項から第九項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。

一・二（略）

三 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上）に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条第五項第四号において同じ。）の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に

交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

一、四（略）

2・3（略）

（新設）

（市町村の条例による制限の緩和）

第四十一条 第六条第一項第四号の区域外においては、市町村は、土地の状況により必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、区域を限り、第十九条、第二十一条、第二十八条、第二十九条及び第三十六条の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。ただし、第六条第一項第一号及び第三号の建築物については、この限りでない。

（容積率）

第五十二条（略）

2・13（略）

14 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、第一項から第九項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。

一・二（略）

三 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上）に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条第五項第四号において同じ。）の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面

一 次の表の上欄に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表の下欄に掲げる時間において構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

（表略）

二・三 （略）

（主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分）

第百八条の三 法第二条第九号の二イの政令で定める部分は、主要

構造部のうち、次の各号のいずれにも該当する部分とする。

一 当該部分が、床、壁又は第百九条に規定する防火設備（当該部分において通常の火災が発生した場合に建築物の他の部分又は周囲への延焼を有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受け、たものに限る。）で区画されたものであること。

二 当該部分が避難の用に供する廊下その他の通路の一部となつている場合にあっては、通常の火災時において、建築物に存する者の全てが当該通路を経由しないで地上までの避難を終了することができるものであること。

（耐火建築物の特定主要構造部に関する技術的基準）

第百八条の四 法第二条第九号の二イ(2)の政令で定める技術的基準は、特定主要構造部が、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 特定主要構造部が、次のイ及びロ（外壁以外の特定主要構造部）にあつては、イ）に掲げる基準に適合するものであることについて耐火性能検証法により確かめられたものであること。

イ 特定主要構造部ごとに当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該特定主要構造部が次に掲げる要件を満たしていること。

一 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

（表略）

二・三 （略）

（新設）

（耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準）

第百八条の三 法第二条第九号の二イ(2)の政令で定める技術的基準は、主要構造部が、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 主要構造部が、次のイ及びロ（外壁以外の主要構造部）にあつては、イ）に掲げる基準に適合するものであることについて耐火性能検証法により確かめられたものであること。

イ 主要構造部ごとに当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該主要構造部が次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 耐力壁である壁、柱、床、はり、屋根及び階段にあつては、当該建築物の自重及び積載荷重（第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物の特定主要構造部にあつては、自重、積載荷重及び積雪荷重。以下この条において同じ。）により、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

(2)・(3) (略)

ロ (略)

二 前号イ及びロ（外壁以外の特定主要構造部にあつては、同号イ）に掲げる基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

2 前項の「耐火性能検証法」とは、次に定めるところにより、当該建築物の特定主要構造部の耐火に関する性能を検証する方法をいう。

一 (略)

二 特定主要構造部ごとに、当該特定主要構造部が、当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、前項第一号イに掲げる要件に該当して耐えることができる加熱時間（以下この項において「屋内火災保有耐火時間」という。）を、当該特定主要構造部の構造方法、当該建築物の自重及び積載荷重並びに当該火熱による特定主要構造部の表面の温度の推移に応じて国土交通大臣が定める方法により求めること。

三 (略)

四 特定主要構造部ごとに、次のイ及びロ（外壁以外の特定主要構造部にあつては、イ）に該当するものであることを確かめること。

イ 各特定主要構造部の屋内火災保有耐火時間が、当該特定主要構造部が面する室について第一号に掲げる式によつて計算

(1) 耐力壁である壁、柱、床、はり、屋根及び階段にあつては、当該建築物の自重及び積載荷重（第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物の主要構造部にあつては、自重、積載荷重及び積雪荷重。以下この条において同じ。）により、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

(2)・(3) (略)

ロ (略)

二 前号イ及びロ（外壁以外の主要構造部にあつては、同号イ）に掲げる基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

2 前項の「耐火性能検証法」とは、次に定めるところにより、当該建築物の主要構造部の耐火に関する性能を検証する方法をいう。

一 (略)

二 主要構造部ごとに、当該主要構造部が、当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、前項第一号イに掲げる要件に該当して耐えることができる加熱時間（以下この項において「屋内火災保有耐火時間」という。）を、当該主要構造部の構造方法、当該建築物の自重及び積載荷重並びに当該火熱による主要構造部の表面の温度の推移に応じて国土交通大臣が定める方法により求めること。

三 (略)

四 主要構造部ごとに、次のイ及びロ（外壁以外の主要構造部にあつては、イ）に該当するものであることを確かめること。

イ 各主要構造部の屋内火災保有耐火時間が、当該主要構造部が面する室について第一号に掲げる式によつて計算した火災

した火災の継続時間以上であること。

ロ (略)

3 **特定主要構造部**が第一項第一号又は第二号に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第百十二条第一項、第三項、第七項から第十一項まで及び第十六項から第二十一項まで、第百十四条第一項及び第二項、第百十七条第二項、第百二十条第一項、第二項及び第四項、第百二十一条第二項、第百二十二条第一項、第百二十三条第一項及び第三項、第百二十三条の二、第百二十六条の二、第百二十八条の四第一項及び第四項、第百二十八条の五第一項及び第四項、第百二十八条の七第一項、第百二十九条第一項、第百二十九条の二第一項、第百二十九条の二の四第一項、第百二十九条の十三の二、第百二十九条の十三の三第三項及び第四項、第百三十七条の十四並びに第百四十五条第一項第一号及び第二項の規定（次項において「耐火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で**特定主要構造部**であるものの構造は、耐火構造とみなす。

4 **特定主要構造部**が第一項第一号に該当する建築物（当該建築物の**特定主要構造部**である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであることについて防火区画検証法により確かめられたものであるものに限り。）及び**特定主要構造部**が同項第二号に該当する建築物（当該建築物の**特定主要構造部**である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限り。）に対する第百十二条第一項、第七項から第十一項まで、第十六項、第十八項、第十九項及び第二十一項、第百二十二条第一項、第百二十三条第一項及び第三項、第百二十六条の

の継続時間以上であること。

ロ (略)

3 **主要構造部**が第一項第一号又は第二号に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第百十二条第一項、第三項、第七項から第十一項まで及び第十六項から第二十一項まで、第百十四条第一項及び第二項、第百十七条第二項、第百二十条第一項、第二項及び第四項、第百二十一条第二項、第百二十二条第一項、第百二十三条第一項及び第三項、第百二十三条の二、第百二十六条の二、第百二十八条の四第一項及び第四項、第百二十八条の五第一項及び第四項、第百二十八条の六第一項、第百二十九条第一項、第百二十九条の二第一項、第百二十九条の二の四第一項、第百二十九条の十三の二、第百二十九条の十三の三第三項及び第四項、第百三十七条の十四並びに第百四十五条第一項第一号及び第二項の規定（次項において「耐火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で**主要構造部**であるものの構造は、耐火構造とみなす。

4 **主要構造部**が第一項第一号に該当する建築物（当該建築物の**主要構造部**である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであることについて防火区画検証法により確かめられたものであるものに限り。）及び**主要構造部**が同項第二号に該当する建築物（当該建築物の**主要構造部**である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限り。）に対する第百十二条第一項、第七項から第十一項まで、第十六項、第十八項、第十九項及び第二十一項、第百二十二条第一項、第百二十三条第一項及び第三項、第百二十六条の二、第百二十八条

二、第二百二十八条の五第一項及び第四項、第二百二十八条の七第一項、第二百二十九条の二の四第一項、第二百二十九条の十三の二、第二百二十九条の十三の三第三項並びに第三百三十七条の十四の規定（以下この項において「防火区画等関係規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で**特定主要構造部**であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は第二百十二条第一項に規定する特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で**特定主要構造部**であるものの構造は耐火構造とみなす。

5
(略)

(防火戸その他の防火設備)

第九十九条 法第二条第九号の二ロ、法第十二条第一項、法第二十一条第二項、法第二十七条第一項（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。第一百十条から第一百十条の五までにおいて同じ。）、法第五十三条第三項第一号イ及び法第六十一条第一項の政令で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャ―その他火炎を遮る設備とする。

2 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の二以上の建築物（延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線のあらゆる部分で、開口部から一階にあつては三メートル以下、二階以上にあつては五メートル以下の距離にあるものと当該開口部とを遮る外壁、袖壁、塀その他これらに類するものは、前項の防火設備とみなす。

(主要構造部を準耐火構造とした建築物等の層間変形角)

第九十九条の二の二 主要構造部を準耐火構造とした建築物（**特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。**）及び第三百三十六条の二第一号ロ又は第二号ロに掲げる基準に適合する建築物の地上部

の五第一項及び第四項、第二百二十八条の六第一項、第二百二十九条の二の四第一項、第二百二十九条の十三の二、第二百二十九条の十三の三第三項並びに第三百三十七条の十四の規定（以下この項において「防火区画等関係規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で**主要構造部**であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で**主要構造部**であるものの構造は耐火構造とみなす。

5
(略)

(防火戸その他の防火設備)

第九十九条 法第二条第九号の二ロ、法第十二条第一項、法第二十一条第二項第二号、法第二十七条第一項（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。第一百十条から第一百十条の五までにおいて同じ。）、法第五十三条第三項第一号イ及び法第六十一条の政令で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャ―その他火炎を遮る設備とする。

2 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の二以上の建築物（延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線のあらゆる部分で、開口部から一階にあつては三メートル以下、二階以上にあつては五メートル以下の距離にあるものと当該開口部とを遮る外壁、**そで壁**、塀その他これらに類するものは、前項の防火設備とみなす。

(主要構造部を準耐火構造等とした建築物の層間変形角)

第九十九条の二の二 法第二条第九号の三イに該当する建築物及び第三百三十六条の二第一号ロ又は第二号ロに掲げる基準に適合する建築物の地上部分の層間変形角は、百五十分の一以内でなければな

分の層間変形角は、百五十分の一以内でなければならない。ただし、主要構造部が防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じないことが計算又は実験によつて確かめられた場合においては、この限りでない。

2| 建築物が第九条の八に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

3| 法第二十六条第二項に規定する特定部分（以下この項において「特定部分」という。）を有する建築物であつて、当該建築物の特定部分が同条第二項第一号（同号に規定する基準に係る部分を除く。）又は第二号に該当するものに係る第一項の規定の適用については、当該建築物の特定部分及び他の部分をそれぞれ別の建築物とみなす。

（大規模の建築物の特定主要構造部の性能に関する技術的基準）
第九条の五 法第二十一条第一項本文の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

イ 次の表の上欄に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表の下欄に掲げる時間において構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

（表略）

ロ・ハ （略）

二 第七十七条各号又は第八十条の四第一項第一号イ及びロに掲げる基準

（大規模の建築物の壁、柱、床その他の部分又は防火設備の性能に関する技術的基準）

らない。ただし、主要構造部が防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じないことが計算又は実験によつて確かめられた場合においては、この限りでない。

（新設）

（新設）

（大規模の建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準）

第九条の五 法第二十一条第一項本文の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

イ 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

（表略）

ロ・ハ （略）

二 第七十七条各号又は第八十条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準

（大規模の建築物の壁等の性能に関する技術的基準）

第九九条の七 法第二十一条第二項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 主要構造部の部分及び袖壁、塀その他これらに類する建築物の部分並びに防火設備の構造が、当該建築物の周辺高火熱面積の規模を避難上及び消火上必要な機能の確保に支障を及ぼさないものとして国土交通大臣が定める規模以下とすることができ、ものであること。

二 特定主要構造部が第九九条の五各号のいずれかに掲げる基準に適合するものであること。

2 前項第一号の「周辺高火熱面積」とは、建築物の屋内において発生する通常の火災による熱量により、当該建築物の用途及び規模並びに防火設備の設置の状況及び構造に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した当該建築物の周囲の土地における熱量が、人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める熱量を超えることとなる場合における当該土地の面積をいう。

（別の建築物とみなすことができる部分）

第九九条の八 法第二十一条第三項、法第二十七条第四項（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第六十一条第二項の政令で定める部分は、建築物が火熱遮断壁等（壁、柱、床その他の建築物の部分又は第九九条に規定する防火設備（以下この条において「壁等」という。）のうち、次に掲げる技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で

第九九条の七 法第二十一条第二項第二号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて火災が継続することが予測される時間をいう。以下この条において同じ。）加えられた場合に、当該壁等が構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

二 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限り、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

三 壁等に屋内において発生する通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該壁等が屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

四 壁等に通常の火災による当該壁等以外の建築物の部分の倒壊によつて生ずる応力が伝えられた場合に、当該壁等が倒壊しないものであること。

五 壁等が、通常の火災時において、当該壁等で区画された部分（当該壁等の部分を除く。）から屋外に出た火炎による当該壁等で区画された他の部分（当該壁等の部分を除く。）への延焼を有効に防止できるものであること。

（新設）

区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分とする。

一 当該壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて火災が継続することが予測される時間をいう。以下この条において同じ。）加えられた場合に、当該壁等が構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

二 当該壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）のうち防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものの以外のもの（ロにおいて「特定非加熱面」という。）の温度が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める温度以上に上昇しないものであること。

イ ロに掲げる場合以外の場合 可燃物燃焼温度

ロ 当該壁等が第九十九条に規定する防火設備である場合において、特定非加熱面が面する室について、国土交通大臣が定める基準に従い、内装の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置が講じられているとき 可燃物燃焼温度を超える温度であつて当該措置によつて当該室における延焼を防止することができる温度として国土交通大臣が定める温度

三 当該壁等に屋内において発生する通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該壁等が屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

四 当該壁等に通常の火災による当該壁等以外の建築物の部分の倒壊によつて生ずる応力が伝えられた場合に、当該壁等の一部が損傷してもなおその自立する構造が保持されることその他国土交通大臣が定める機能が確保されることにより、当該建築物の他の部分に防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じさせないものであること。

五 当該壁等が、通常の火災時において、当該壁等以外の建築物の部分から屋外に出た火炎による当該建築物の他の部分への延焼を有効に防止できるものであること。

第百九条の九・第百九条の十 (略)

(法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の性能に関する技術的基準)

第百十条 特定主要構造部の性能に関する法第二十七条第一項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

イ 次の表の上欄に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表の下欄に掲げる時間において構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

(表略)

ロ・ハ (略)

二 第百九条の五各号のいずれかに掲げる基準

(防火区画)

第百十二条 法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物(特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。)又は第百三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物で、延べ面積(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。)が千五百平方メートルを超えるものは、床面積

第百九条の八・第百九条の九 (略)

(法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準)

第百十条 主要構造部の性能に関する法第二十七条第一項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

イ 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

(表略)

ロ・ハ (略)

二 第百七条各号又は第百八条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準

(防火区画)

第百十二条 主要構造部を耐火構造とした建築物、法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物又は第百三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物で、延べ面積(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。)が千五百平方メートルを超えるものは、床面積の合計(スプリ

の合計（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）千五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第九十九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ないものについては、この限りでない。

一・二 （略）

2 前項の「一時間準耐火基準」とは、主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることとする。

一 次の表の上欄に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表の下欄に掲げる時間において構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

（表略）

二・三 （略）

3 **特定主要構造部**を耐火構造とした建築物の二以上の部分が当該建築物の吹抜きとなつている部分その他の一定の規模以上の空間が確保されている部分（以下この項において「空間部分」という。）に接する場合において、当該二以上の部分の構造が通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであるときは、当該二以上の部分と当該空間部分とが特定防火設備で区画されているものとみなして

ンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）千五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第九十九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。

一・二 （略）

2 前項の「一時間準耐火基準」とは、主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることとする。

一 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

（表略）

二・三 （略）

3 **主要構造部**を耐火構造とした建築物の二以上の部分が当該建築物の吹抜きとなつている部分その他の一定の規模以上の空間が確保されている部分（以下この項において「空間部分」という。）に接する場合において、当該二以上の部分の構造が通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである場合には、当該二以上の部分と当該空間部分とが特定防火設備で区画されているものとみなし

、第一項の規定を適用する。この場合において、同項ただし書中「ものに」とあるのは、「もの又は第三項の規定が適用される建築物の同項に規定する空間部分に」とする。

4 法第二十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは法第二十七条第一項（同条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により第九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物（通常火災終了時間が一時間以上であるものを除く。）とした建築物、法第二十七条第一項の規定により第一百条第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物（特定避難時間が一時間以上であるものを除く。）とした建築物、法第二十七条第三項（同条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により準耐火建築物（第九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準（第二項に規定する一時間準耐火基準をいう。以下同じ。）に適合するものを除く。）とした建築物、法第六十一条第一項（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により第九条の三第二号に定める基準に適合する建築物（準防火地域内にあるものに限る、第九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く。）とした建築物又は法第六十七条第一項の規定により準耐火建築物等（第九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く。）とした建築物で、延べ面積が五百平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁（自動スプリンクラー設備等設置部分（床面積が二百平方メートル以下の階又は床面積二百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分で、スプ

て、第一項の規定を適用する。

4 法第二十一条第一項の規定により第九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物（通常火災終了時間が一時間以上であるものを除く。）とした建築物、法第二十七条第一項の規定により第一百条第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物（特定避難時間が一時間以上であるものを除く。）とした建築物、法第二十七条第三項の規定により準耐火建築物（第九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準（第二項に規定する一時間準耐火基準をいう。以下同じ。）に適合するものを除く。）とした建築物、法第六十一条の規定により第九条の三第二号に定める基準に適合する建築物（準防火地域内にあるもの限り、第九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く。）とした建築物又は法第六十七条第一項の規定により準耐火建築物等（第九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く。）とした建築物で、延べ面積が五百平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁（自動スプリンクラー設備等設置部分（床面積が二百平方メートル以下の階又は床面積二百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けたものをいう。第一百十四条第一項及び第二項において同じ。）その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）を準耐火構造とし、次の各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

リンクラ―設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものや設けたものをいう。第百十四条第一項及び第二項において同じ。）その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）を準耐火構造とし、次の各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

一・二 (略)

5 法第二十一条第一項若しくは第二項若しくは法第二十七条第一項の規定により第百九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物（通常火災終了時間が一時間以上であるものに限る。）とした建築物、同項の規定により第百十條第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物（特定避難時間が一時間以上であるものに限る。）とした建築物、法第二十七条第三項の規定により準耐火建築物（第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限る。）とした建築物、法第六十一条第一項の規定により第百三十六條の二第二号に定める基準に適合する建築物（準防火地域内にあり、かつ、第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限る。）とした建築物又は法第六十七條第一項の規定により準耐火建築物等（第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限る。）とした建築物で、延べ面積が千平方メートルを超えものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計千平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

6 10 (略)

11 主要構造部を準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は第百三十六條の二第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合する建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するものの堅穴部分（長屋又は共同住宅の住戸でその階数が二以上であるもの、吹抜きとなつてゐる部分

一・二 (略)

5 法第二十一条第一項の規定により第百九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物（通常火災終了時間が一時間以上であるものに限る。）とした建築物、法第二十七条第一項の規定により第百十條第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物（特定避難時間が一時間以上であるものに限る。）とした建築物、法第二十七条第三項の規定により準耐火建築物（第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限る。）とした建築物、法第六十一条の規定により第百三十六條の二第二号に定める基準に適合する建築物（準防火地域内にあり、かつ、第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限る。）とした建築物又は法第六十七條第一項の規定により準耐火建築物等（第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限る。）とした建築物で、延べ面積が千平方メートルを超えものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計千平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

6 10 (略)

11 主要構造部を準耐火構造とした建築物又は第百三十六條の二第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合する建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するものの堅穴部分（長屋又は共同住宅の住戸でその階数が二以上であるもの、吹抜きとなつてゐる部分、階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすること

、階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分をいう。以下この条において同じ。）については、当該堅穴部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。次項及び第十三項において同じ。）と準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する堅穴部分については、この限りでない。

一・二 （略）

19 第一項、第四項、第五項、第十項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備、第七項、第十項、第十一項又は第十二項本文の規定による区画に用いる法第二条第九号の二に規定する防火設備、同項ただし書の規定による区画に用いる十分間防火設備及び第十三項の規定による区画に用いる戸は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める構造のものとしなければならない。

一・二 （略）

20・21 （略）

22 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、第一項又は第十一項から第十三項までの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

23 第百九条の二の二第三項に規定する建築物に係る第一項又は第十一項の規定の適用については、当該建築物の同条第三項に規定する特定部分及び他の部分をそれぞれ別の建築物とみなす。

（木造等の建築物の防火壁及び防火床）
第百十三条 防火壁及び防火床は、次に掲げる構造としなければならない

のできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分をいう。以下この条において同じ。）については、当該堅穴部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。次項及び第十三項において同じ。）と準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する堅穴部分については、この限りでない。

一・二 （略）

19 第一項、第四項、第五項、第十項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備、第七項、第十項、第十一項又は第十二項本文の規定による区画に用いる法第二条第九号の二に規定する防火設備、同項ただし書の規定による区画に用いる十分間防火設備及び第十三項の規定による区画に用いる戸は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。

一・二 （略）

20・21 （略）

（新設）

（木造等の建築物の防火壁及び防火床）
第百十三条 防火壁及び防火床は、次に定める構造としなければならない

らない。	2 一〇四 (略)	3 防火壁又は防火床で火熱遮断壁等に該当するものについては、 第一項の規定は、適用しない。
(建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁)	第百十四条 (略)	6 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、第三項又は第四項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。
(防火壁又は防火床の設置を要しない建築物に関する技術的基準等)	第百十五条の二 法第二十六条第一項第二号の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。	五 地階について、その 特定主要構造部 が耐火構造であるか、又はその主要構造部が不燃材料で造られていること。
2 法第二十六条第一項第三号の政令で定める用途は、畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場の上家とする。	六〇九 (略)	第百十七條 (略)
2 次に掲げる建築物の部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。	第百十七條 (略)	第百十七條 (略)

らない。	2 一〇四 (略)	3 第九条の七に規定する技術的基準に適合する壁等で、法第二十一条第二項第二号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものは、第一項の規定に適合する防火壁又は防火床とみなす。
(建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁)	第百十四条 (略)	2 〇五 (略)
(防火壁又は防火床の設置を要しない建築物に関する技術的基準等)	第百十五条の二 法第二十六条第二号の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。	五 地階の主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られていること。
2 法第二十六条第三号の政令で定める用途は、畜舎、 堆肥舎 並びに水産物の増殖場及び養殖場の上家とする。	六〇九 (略)	第百十七條 (略)
2 次に掲げる建築物の部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。	第百十七條 (略)	第百十七條 (略)

- 一 建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該床又は壁により分離された部分
- 二 (略)

(直通階段の設置)

第二百二十条 建築物の避難階以外の階（地下街におけるものを除く。次条第一項において同じ。）においては、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。以下同じ。）を次の表の上欄に掲げる居室の種類の区分に応じ当該各居室からその一に至る歩行距離が同表の中欄又は下欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる数値以下となるように設けなければならない。

構造	
主要構造部が準耐火構造である場合	（特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。）又は主要構造部が不燃材料で造られている場合（単位メートル）
その他の場合	（単位メートル）

- 一 建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分
- 二 (略)

(直通階段の設置)

第二百二十条 建築物の避難階以外の階（地下街におけるものを除く。次条第一項において同じ。）においては、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。以下同じ。）を次の表の上欄に掲げる居室の種類の区分に応じ当該各居室からその一に至る歩行距離が同表の中欄又は下欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる数値以下となるように設けなければならない。

構造	
主要構造部が準耐火構造であるか又は主要構造部が不燃材料で造られている場合（単位メートル）	（単位メートル）
その他の場合	（単位メートル）

居室の種類	
(三) (一)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

2 主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。次条第二項及び第二百二十二条第一項において同じ。）又は主要構造部が不燃材料で造られている建築物の居室で、当該居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料としたものについては、前項の表の数値に十を加えた数値を同項の表の数値とする。ただし、十五階以上の階の居室については、この限りでない。

3 (略)

4 第一項の規定は、主要構造部を準耐火構造とした共同住宅（**特定主要構造部**を耐火構造とした共同住宅を含む。第二百二十三条の二において同じ。）の住戸でその階数が二又は三であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階については、その居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離が四十メートル以下である場合においては、適用しない。

（二以上の直通階段を設ける場合）

第二百二十一条 (略)

2 主要構造部が準耐火構造である建築物又は主要構造部が不燃材料で造られている建築物について前項の規定を適用する場合には、同項中「五十平方メートル」とあるのは「百平方メートル」と

居室の種類	
(三) (一)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

2 主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている建築物の居室で、当該居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料としたものについては、前項の表の数値に十を加えた数値を同項の表の数値とする。ただし、十五階以上の階の居室については、この限りでない。

3 (略)

4 第一項の規定は、主要構造部を準耐火構造とした共同住宅の住戸でその階数が二又は三であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階については、その居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離が四十メートル以下である場合においては、適用しない。

（二以上の直通階段を設ける場合）

第二百二十一条 (略)

2 主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物について前項の規定を適用する場合には、同項中「五十平方メートル」とあるのは「百平方メートル」と、

、「百平方メートル」とあるのは「二百平方メートル」と、「二百平方メートル」とあるのは「四百平方メートル」とする。

3 第一項の規定により避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を設ける場合において、居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路の全てに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、前条に規定する歩行距離の数値の二分の一をこえてはならない。ただし、居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。

4 (略)

(避難階段の設置)

第二百二十二条 建築物の五階以上の階（主要構造部が準耐火構造である建築物又は主要構造部が不燃材料で造られている建築物で五階以上の階の床面積の合計が百平方メートル以下である場合を除く。）又は地下二階以下の階（主要構造部が準耐火構造である建築物又は主要構造部が不燃材料で造られている建築物で地下二階以下の階の床面積の合計が百平方メートル以下である場合を除く。）に通ずる直通階段は次条の規定による避難階段又は特別避難階段とし、建築物の十五階以上の階又は地下三階以下の階に通ずる直通階段は同条第三項の規定による特別避難階段としなければならない。ただし、**特定主要構造部**が耐火構造である建築物（階段室の部分、昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）及び廊下その他の避難の用に供する部分で耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたものを除く。）で床面積の合計百平方メートル（共同住宅の住戸にあつては、二百平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（直接外気に開放されている階段室に面する換気のための窓で開口面積が〇・二平方メートル以下のものに設けられる法第二条第九号の二口に規定する防火設備を含む。）で

トル」とあるのは「二百平方メートル」と、「二百平方メートル」とあるのは「四百平方メートル」とする。

3 第一項の規定により避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を設ける場合において、居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、前条に規定する歩行距離の数値の二分の一をこえてはならない。ただし、居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。

4 (略)

(避難階段の設置)

第二百二十二条 建築物の五階以上の階（その主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物で五階以上の階の床面積の合計が百平方メートル以下である場合を除く。）又は地下二階以下の階（その主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物で地下二階以下の階の床面積の合計が百平方メートル以下である場合を除く。）に通ずる直通階段は次条の規定による避難階段又は特別避難階段とし、建築物の十五階以上の階又は地下三階以下の階に通ずる直通階段は同条第三項の規定による特別避難階段としなければならない。ただし、**主要構造部**が耐火構造である建築物（階段室の部分、昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）及び廊下その他の避難の用に供する部分で耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたものを除く。）で床面積の合計百平方メートル（共同住宅の住戸にあつては、二百平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（直接外気に開放されている階段室に面する換気のための窓で開口面積が〇・二平方メートル以下のものに設けられる法第二条第九号の二口に規定する防火設備を含む。）で区画されている場合におい

区画されている場合においては、この限りでない。

2 (略)

3 前項の直通階段で、五階以上の売場に通ずるものはその一以上を、十五階以上の売場に通ずるものはその全てを次条第三項の規定による特別避難階段としなければならない。

(設置)

第二百二十六条の二 (略)

2 次に掲げる建築物の部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

一 建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁又は法第二十九条第九号の二に規定する防火設備でその構造が第一百十二条第十九項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもので区画されている場合における当該床若しくは壁又は防火設備により分離された部分

二 (略)

(設置)

第二百二十六条の四 (略)

2 第一百十七条第二項各号に掲げる建築物の部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(構造)

第二百二十六条の五 前条第一項の非常用の照明装置は、次の各号のいずれかに定める構造としなければならない。

一・二 (略)

(地下街)

第二百二十八条の三 地下街の各構えは、次の各号に該当する地下道

ては、この限りでない。

2 (略)

3 前項の直通階段で、五階以上の売場に通ずるものはその一以上を、十五階以上の売場に通ずるものはそのすべてを次条第三項の規定による特別避難階段としなければならない。

(設置)

第二百二十六条の二 (略)

2 次に掲げる建築物の部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

一 建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁又は法第二十九条第九号の二に規定する防火設備でその構造が第一百十二条第十九項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもので区画されている場合における当該区画された部分

二 (略)

(設置)

第二百二十六条の四 (略)

(新設)

(構造)

第二百二十六条の五 前条の非常用の照明装置は、次の各号のいずれかに定める構造としなければならない。

一・二 (略)

(地下街)

第二百二十八条の三 地下街の各構えは、次の各号に該当する地下道

に二メートル以上接しなければならない。ただし、公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものにあつては、その接する長さを二メートル未満とすることができる。

一 (略)

二 幅員五メートル以上、天井までの高さ三メートル以上で、かつ、段及び八分の一をこえる勾配の傾斜路を有しないこと。

三 六 (略)

2 4 (略)

5 第一百十二条第七項から第十一項まで、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項から第二十一項まで並びに第二百二十九条の二の四第一項第七号(第一百十二条第二十項に関する部分に限る。)の規定は、地下街の各構えについて準用する。この場合において、第一百十二条第七項中「建築物の十一階以上の部分で、各階の」とあるのは「地下街の各構えの部分で」と、同条第八項から第十項までの規定中「建築物」とあるのは「地下街の各構え」と、同条第十一項中「主要構造部を準耐火構造とした建築物(特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。)」又は第三百三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するもの」とあるのは「地下街の各構え」と、「準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、同条第十四項中「該当する建築物」とあるのは「規定する用途に供する地下街の各構え」と、同条第十六項中「準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、同号中「一時間準耐火基準に適合する準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、「建築物」とあるのは「地下街の各構え」と読み替えるものとする。

6 (略)

(制限を受けない特殊建築物等)

第二百二十八条の四 法第三十五条の二の規定により政令で定める特殊建築物は、次に掲げるものの以外のものである。

に二メートル以上接しなければならない。ただし、公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものにあつては、その接する長さを二メートル未満とすることができる。

一 (略)

二 幅員五メートル以上、天井までの高さ三メートル以上で、かつ、段及び八分の一をこえる勾配の傾斜路を有しないこと。

三 六 (略)

2 4 (略)

5 第一百十二条第七項から第十一項まで、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項から第二十一項まで並びに第二百二十九条の二の四第一項第七号(第一百十二条第二十項に関する部分に限る。)の規定は、地下街の各構えについて準用する。この場合において、第一百十二条第七項中「建築物の十一階以上の部分で、各階の」とあるのは「地下街の各構えの部分で」と、同条第八項から第十項までの規定中「建築物」とあるのは「地下街の各構え」と、同条第十一項中「主要構造部を準耐火構造とした建築物又は第三百三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するもの」とあるのは「地下街の各構え」と、「準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、同条第十四項中「該当する建築物」とあるのは「規定する用途に供する地下街の各構え」と、同条第十六項中「準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、同号中「一時間準耐火基準に適合する準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、「建築物」とあるのは「地下街の各構え」と読み替えるものとする。

6 (略)

(制限を受けない特殊建築物等)

第二百二十八条の四 法第三十五条の二の規定により政令で定める特殊建築物は、次に掲げるものの以外のものである。

一 次の表に掲げる特殊建築物

用途		構造	
(一)	(略)	法第二条第九号の三イに該当する建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）であつて一時間準耐火基準に適合するもの	法第二条第九号の三イ又は口のいずれかに該当する建築物であつて一時間準耐火基準に適合しないもの
(二)	(略)		その他の建築物

二・三 (略)

2・3 (略)

4 法第三十五条の二の規定により政令で定める建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたものは、階数が二以上の住宅（住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。以下この項において同じ。）の用途に供する建築物（特定主要構造部を耐火構造としたものを除く。）の最上階以外の階又は住宅の用途に供する建築物以外の建築物（特定主要構造部を耐火構造としたものを除く。）に存する調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室、作業室その他の室でかまど、こんろ、ストーブ、炉、ボイラー、内燃機関その他火を使用する設備又は器具を設けたもの（次条第六項において

一 次の表に掲げる特殊建築物

用途		構造	
(一)	(略)	主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第二条第九号の三イに該当する建築物（一時間準耐火基準に適合するものを除く。）	法第二条第九号の三イ又は口のいずれかに該当する建築物（一時間準耐火基準に適合するものを除く。）
(二)	(略)		その他の建築物

二・三 (略)

2・3 (略)

4 法第三十五条の二の規定により政令で定める建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたものは、階数が二以上の住宅（住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。以下この項において同じ。）の用途に供する建築物（主要構造部を耐火構造としたものを除く。）の最上階以外の階又は住宅の用途に供する建築物以外の建築物（主要構造部を耐火構造としたものを除く。）に存する調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室、作業室その他の室でかまど、こんろ、ストーブ、炉、ボイラー、内燃機関その他火を使用する設備又は器具を設けたもの（次条第六項において「内装の

「内装の制限を受ける調理室等」という。）以外のものとする。

（特殊建築物等の内装）

第二百二十八条の五 前条第一項第一号に掲げる特殊建築物は、当該各用途に供する居室（法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供する特殊建築物が主要構造部を耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。第四項において同じ。）である場合にあつては、当該用途に供する特殊建築物の部分で床面積の合計百平方メートル（共同住宅の住戸にあつては、二百平方メートル）以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分の居室を除く。）の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。第四項において同じ。）及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを第一号に掲げる仕上げと、当該各用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第二号に掲げる仕上げとしなければならぬ。

一・二 （略）

2・3 （略）

4 階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超える建築物、階数が二で延べ面積が千平方メートルを超える建築物又は階数が一で延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（学校等の用途に供するものを除く。）は、居室（床面積の合計百平方メートル以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で第一百十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画され、かつ、法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供しない部分の居室で、主要構造部を耐火構造とした建築物の高さが三十一メートル以下の部分にあるものを除く。）の壁及び天

制限を受ける調理室等」という。）以外のものとする。

（特殊建築物等の内装）

第二百二十八条の五 前条第一項第一号に掲げる特殊建築物は、当該各用途に供する居室（法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供する特殊建築物が主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第二条第九号の三に該当する建築物である場合にあつては、当該用途に供する特殊建築物の部分で床面積の合計百平方メートル（共同住宅の住戸にあつては、二百平方メートル）以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分の居室を除く。）の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。第四項において同じ。）及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを第一号に掲げる仕上げと、当該各用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第二号に掲げる仕上げとしなければならぬ。

一・二 （略）

2・3 （略）

4 階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超える建築物、階数が二で延べ面積が千平方メートルを超える建築物又は階数が一で延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（学校等の用途に供するものを除く。）は、居室（床面積の合計百平方メートル以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で第一百十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画され、かつ、法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供しない部分の居室で、主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第二条第九号の三に該当する建築物の高さが三十一メートル以

井の室内に面する部分の仕上げを次の各号のいずれかに掲げる仕上げと、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第一項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。ただし、同表(i)欄(ii)項に掲げる用途に供する特殊建築物の高さ三十一メートル以下の部分については、この限りでない。

一・二 (略)

5
5
7 (略)

(別の建築物とみなすことができる部分)

第二百二十八条の六 第一百七十七条第二項各号に掲げる建築物の部分は、この章の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(避難上の安全の検証を行う区画部分に対する基準の適用)

第二百二十八条の七 居室その他の建築物の部分で、準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で第十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されたもの(二以上の階にわたつて区画されたものを除く。以下この条において「区画部分」という。)のうち、当該区画部分が区画避難安全性を有するものであることについて、区画避難安全検証法により確かめられたもの(主要構造部が準耐火構造である建築物(特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。次条第一項において同じ。)又は主要構造部が不燃材料で造られた建築物の区画部分に限る。)又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第二百二十六条の二、第二百二十六条の三及び第二百二十八条の五(第二項、第六項及び第七項並びに階段に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。

2
2
3 (略)

下の部分にあるものを除く。)の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを次の各号のいずれかに掲げる仕上げと、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第一項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。ただし、同表(i)欄(ii)項に掲げる用途に供する特殊建築物の高さ三十一メートル以下の部分については、この限りでない。

一・二 (略)

5
5
7 (略)

(新設)

(避難上の安全の検証を行う区画部分に対する基準の適用)

第二百二十八条の六 居室その他の建築物の部分で、準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で第十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されたもの(二以上の階にわたつて区画されたものを除く。以下この条において「区画部分」という。)のうち、当該区画部分が区画避難安全性を有するものであることについて、区画避難安全検証法により確かめられたもの(主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られた建築物の区画部分に限る。)又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第二百二十六条の二、第二百二十六条の三及び前条(第二項、第六項及び第七項並びに階段に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。

2
2
3 (略)

（避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用）

第二百二十九条 建築物の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、屋上広場を含む。以下この条及び次条第四項において同じ。）のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造である建築物又は主要構造部が不燃材料で造られた建築物の階に限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第百十九条、第百二十条、第百二十三条第三項第一号、第二号、第十号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十二号、第百二十四条第一項第二号、第百二十六条の二、第百二十六条の三並びに第百二十八条の五（第二項、第六項及び第七項並びに階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

2・3 （略）

（避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用）

第二百二十九条の二 建築物のうち、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるもの（特定主要構造部が耐火構造であるものを含む。）又は主要構造部が不燃材料で造られたものに限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたもの（次項において「全館避難安全性能確認建築物」という。）については、第百十二条第七項、第十一項から第十三項まで及び第十八項、第百十九条、第百二十条、第百二十三条第一項第一号及び第六号、第二項第二号並びに第三項第一号から第三号まで、第十号及び第十二号、第百二十四条第一項、第百二十五条第一項及び第三項、第百二十六条の二、第百二十六条の三並びに第百二十八条の五（第二項、第六項及び第七項並びに階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

2・4 （略）

（避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用）

第二百二十九条 建築物の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、屋上広場を含む。以下この条及び次条第四項において同じ。）のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られた建築物の階に限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第百十九条、第百二十条、第百二十三条第三項第一号、第二号、第十号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十二号、第百二十四条第一項第二号、第百二十六条の二、第百二十六条の三並びに第百二十八条の五（第二項、第六項及び第七項並びに階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

2・3 （略）

（避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用）

第二百二十九条の二 建築物のうち、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られたものに限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたもの（次項において「全館避難安全性能確認建築物」という。）については、第百十二条第七項、第十一項から第十三項まで及び第十八項、第百十九条、第百二十条、第百二十三条第一項第一号及び第六号、第二項第二号並びに第三項第一号から第三号まで、第十号及び第十二号、第百二十四条第一項、第百二十五条第一項及び第三項、第百二十六条の二、第百二十六条の三並びに第百二十八条の五（第二項、第六項及び第七項並びに階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

2・4 （略）

(非常用の昇降機の設置を要しない建築物)

第二百二十九条の十三の二 法第三十四条第二項の規定により政令で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 高さ三十一メートルを超える部分の階数が四以下の特定主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分が床面積の合計百平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備でその構造が第一百十二条第十九項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの(廊下に面する窓で開口面積が一平方メートル以内のものに設けられる法第二条第九号の二に規定する防火設備を含む。)で区画されているもの

四 (略)

(耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物等)

第三百三十五条の二十 法第五十三条第三項第一号イの政令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

一 (略)

二 壁、柱、床その他の建築物の部分及び前号の防火設備が第三百三十六条の二第一号ロに掲げる基準に適合し、かつ、法第六十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものであること。

2 (略)

(防火地域又は準防火地域内の建築物の壁、柱、床その他の部分及び防火設備の性能に関する技術的基準)

第三百三十六条の二 法第六十一条第一項の政令で定める技術的基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるも

(非常用の昇降機の設置を要しない建築物)

第二百二十九条の十三の二 法第三十四条第二項の規定により政令で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 高さ三十一メートルを超える部分の階数が四以下の主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分が床面積の合計百平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備でその構造が第一百十二条第十九項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの(廊下に面する窓で開口面積が一平方メートル以内のものに設けられる法第二条第九号の二に規定する防火設備を含む。)で区画されているもの

四 (略)

(耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物等)

第三百三十五条の二十 法第五十三条第三項第一号イの政令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

一 (略)

二 壁、柱、床その他の建築物の部分及び前号の防火設備が第三百三十六条の二第一号ロに掲げる基準に適合し、かつ、法第六十一条に規定する構造方法を用いるもの又は同条の規定による認定を受けたものであること。

2 (略)

(防火地域又は準防火地域内の建築物の壁、柱、床その他の部分及び防火設備の性能に関する技術的基準)

第三百三十六条の二 法第六十一条の政令で定める技術的基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める

のとする。

一 防火地域内にある建築物で階数が三以上のもの若しくは延べ面積が百平方メートルを超えるもの又は準防火地域内にある建築物で地階を除く階数が四以上のもの若しくは延べ面積が千五百平方メートルを超えるもの 次のイ又はロのいずれかに掲げる基準

イ 特定主要構造部が第七七条各号又は第八八条の四第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合し、かつ、外壁開口部設備（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備をいう。以下この条において同じ。）が第九九条の二に規定する基準に適合するものであること。ただし、準防火地域内にある建築物で法第八十六条の四各号のいずれかに該当するものの外壁開口部設備については、この限りでない。

ロ 当該建築物の特定主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に应じて算出した延焼防止時間（建築物が通常の火災による周囲への延焼を防止することができる時間をいう。以下この条において同じ。）が、当該建築物の特定主要構造部及び外壁開口部設備がイに掲げる基準に適合すると仮定した場合における当該特定主要構造部及び外壁開口部設備の構造に应じて算出した延焼防止時間以上であること。

二 防火地域内にある建築物のうち階数が二以下で延べ面積が百平方メートル以下のもの又は準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が三で延べ面積が千五百平方メートル以下のもの若しくは地階を除く階数が二以下で延べ面積が五百平方メートルを超え千五百平方メートル以下のもの 次のイ又はロのいずれかに掲げる基準

イ （略）

ロ 当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に应じて算出した延焼防止時間が、当該建築物の主要構造部及

ものとする。

一 防火地域内にある建築物で階数が三以上のもの若しくは延べ面積が百平方メートルを超えるもの又は準防火地域内にある建築物で地階を除く階数が四以上のもの若しくは延べ面積が千五百平方メートルを超えるもの 次のイ又はロのいずれかに掲げる基準

イ 主要構造部が第七七条各号又は第八八条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合し、かつ、外壁開口部設備（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備をいう。以下この条において同じ。）が第九九条の二に規定する基準に適合するものであること。ただし、準防火地域内にある建築物で法第八十六条の四各号のいずれかに該当するものの外壁開口部設備については、この限りでない。

ロ 当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に应じて算出した延焼防止時間（建築物が通常の火災による周囲への延焼を防止することができる時間をいう。以下この条において同じ。）が、当該建築物の主要構造部及び外壁開口部設備（以下このロ及び次号ロにおいて「主要構造部等」という。）がイに掲げる基準に適合すると仮定した場合における当該主要構造部等の構造に应じて算出した延焼防止時間以上であること。

二 防火地域内にある建築物のうち階数が二以下で延べ面積が百平方メートル以下のもの又は準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が三で延べ面積が千五百平方メートル以下のもの若しくは地階を除く階数が二以下で延べ面積が五百平方メートルを超え千五百平方メートル以下のもの 次のイ又はロのいずれかに掲げる基準

イ （略）

ロ 当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に应じて算出した延焼防止時間が、当該建築物の主要構造部等